衆院憲法審査会が15日、今国会初めて開催され、与党提出の国民投票法改正案についての質疑と自由討議が行われました。与党案は2018年7月に提出され、国民投票法改正案は、2016年に改正された公職選挙法の内容を、憲法改正の手続きに関する国民投票にも適用するため、「共通投票所」の設置、「繰延投票」の期日の告示期限の見直し、「洋上投票」を可能にする――等7項目を見直すものです。衆院憲法審査会は15日、今国会初の審査会を開いた。憲法改正手続きを定めた国民投票法の改正案を巡り、3回目となる質疑を実施。会期中の成立を目指す自民、公明両党は「議論は尽くされている」として、重ねて早期採決を呼び掛けた。立憲民主党は改正案の一部について「合理性がない」と指摘し、引き続き議論するよう主張。採決への慎重姿勢を堅持した。日本維新の会、国民民主党は自民に同調した。　立民は国民投票法に関し、政党のスポットCMやインターネット広告の規制も改正案と同時に議論するよう求めている。自民はこの点について、各党幹事らによる論点整理を新たに提案した。

　前半の与党案に対する質疑では、**立憲民主党**の憲法調査会事務局長を務める**本多平直**議員が与党提出者に質問。本多議員は冒頭、国民投票は基本的には普通選挙と同じやり方で実施する方向でよいが、与党案提出者が国民投票と普通選挙は「限りなく同じ」「基本的に相違ない」と言及しているとおり、違いはあるという認識で検討すべきだと指摘しました。
　また、2017年衆院議員選挙では有権者の20％、投票した人の37％が期日前に投票したことを紹介し、期日前投票の比率が高まっていることに留意して検討すべきだと主張。その上で、改正案により、ほかの共通投票所があれば、従来期日前投票の会場となっていた役場・市役所が午前8時30分から午後8時まで開所しなくなる自治体も出てくるのではないかとただしました。提出者は、「法改正は期日前投票の利便性を向上することが趣旨だと説明し市役所・役所もいろいろな所にあるので、それぞれの選挙管理委員会で判断する」と答弁。本多議員は、「市役所・役所での期日前投票が定着しており、場所や投票時間が変ることによって投票しにくくなるのではないか」と懸念を示しました。
　また、「繰延投票」について本多議員は、投票日が平日になれば、仕事や学校がある人は投票がしにくくなると指摘し、平日に繰り延べられる可能性があるのか質問しました。提出者は自然災害等の被害を避けて、国民の関心が熱いうちに実施すべきという観点から「その週の休日、あるいはウィークデーの選択もあるかもしれない」と答弁しました。　後半の自由討議で**道下大樹**議員は、新型コロナウイルス陽性者で宿泊施設・自宅で療養している方の投票権の保障など、コロナ禍における投票権の課題を取り上げました。　**大串博**志議員は、野党にも配慮した静かな環境での憲法審査会の運営を求めました。国民投票と公職選挙をまったく同じととらえて公職選挙法と並びの改正でいいのかと根本的な問題のほか、期日投票の要件緩和、繰延投票等で投票環境に問題が生じないか議論を尽くす必要があると指摘し、旧国民民主党が提出したスポットCM規制、運動資金規正、外国人から寄付規制を盛り込んだ改正案の並行審議を求めました。昨年の臨時国会で立憲民主党・自由民主党の幹事長間で合意した、通常国会で「何らかの結論を得る」ことは、与党案（7項目案）の先行採決を意味するものではなく、議論の時間が限られていないので、今後も議論をつくすべきだと主張しました。　続いて**奥野総一郎**議員は、国民投票で大事なことはできるだけ多くの人が投票できるようにする利便性の向上と、投票の歪みをなくす質の担保だと述べました。その上で、7項目に旧国民民主案のスポットCM規制や資金の透明性の項目を盛り込むことも「何らかの結論を得る」ことになると主張し、旧国民民主党案の並行審議を改めて求めました。　質疑に立った奥野総一郎議員は冒頭、「本法制定時の重要な前提、CMの量的自主規制の導入が現在崩れている。7項目の先行採決ではなく、少なくともCM規制等の質疑、採決、改正が合わせて必要だと考える」と表明しました。　国民投票法で定めるテレビCMのあり方をめぐり、日本民間放送連盟（民放連）は2019年の同調査会で「テレビ広告の量的な自主規制は行わない」との方針を明示。立法者の1人である枝野幸男代表はこれを受け、「民放連がテレビ広告の量的な自主規制をするなら法律で規制しなくてもいいが、そうでなければ国民投票法自体が欠陥法だと言わざるをえない」と指摘しました。

　奥野議員はこうした経緯を踏まえ、同じく立法者の1人である、自民党の**船田元**議員に対し、「法によるCMの量的規制、インターネットの広告の規制について検討が必要ではないか」「資金力が投票結果を左右してはならないのではないか」と質問。新たな論点として、外国政府による国民投票への関与が懸念されることから、国民投票運動に対する外国人寄付の規制や、公職選挙法の改正2項目を踏まえた国民投票法の改正が必要ではないかと提起し、7項目にとどまらない、国民投票法の抜本的な改正が必要ではないかと主張しました。　その上で、次回以降、そうした論点を含む、自身も提出者である旧国民民主党の議員立法「国民投票法改正案」の趣旨説明と、改正法案との並行審議を求め、「真に民意を反映した公正な投票結果が出る仕組みを整えることこそが憲法改正議論の前提だと思う」と述べました。旧国民民主党が2019年5月に衆院に提出した改正案は、政党によるスポットCMの禁止や、企業・団体が国民投票運動に支出できる上限を5億円に規制することなどが柱です。　**船田議員**は「平成19年（2007年）の法制定時においてもCM規制については重大なことだと参考人質疑も含めて議論してきた。当初、民放連の方々が、『量的規制も含めて何らかの自主ルールを作りたい』と発言されたが、最近になって『量的な規制は行えない』との結論になった。このことは大変残念に思っているが、CM規制についてはもっともっと知恵を出さなければいけないと現在考えている」と答弁。7項目の改正部分についてまず結論を出した後に、速やかにTVCMの規制のあり方、インターネットの広告の問題をはじめさまざまな論点について今後議論していくべきとの考えを示しました。

**日本共産党**の**赤嶺政賢**議員は質疑で、総務省の違法接待問題、河井克行元法相と案里前参院議員夫妻による選挙買収事件など安倍・菅政権下で政府と行政の腐敗が次々明らかになるもと、「国民が政治への不信感を増しており、改憲を議論する大前提を欠いている」と指摘しました。　法案提出者の逢沢一郎氏（自民党）は、「憲法改正につながる議論は国民の政治への信頼が大前提」としながら「憲法審査会での議論そのものが国民に対する信頼につながる」と強弁しました。　赤嶺氏は「現実に起こっている腐敗と疑惑をわきに置き、憲法審査会だけは議論しようというのは、信頼が得られるどころか政治不信を拡大する」と厳しく批判しました。

　自民、公明両党などは、与党案は公職選挙法に盛り込まれた７項目と並ぶ措置だとして、速やかな採決を繰り返し求めました。

　　日本共産党の**本村伸子**議員は「憲法改定の手続きが公職選挙法並びでいいのか。法体系の根本から議論すべきだ」と主張。「最低投票率やＣＭ規制など重大な課題が残っている」として、「旧国民民主党が提出した法案も含め議論すべきだ」と求めました。また、「政治の再優先課題は新型コロナ対策だ」と指摘。医療体制は逼迫（ひっぱく）し、中小業者、学生から悲鳴が上がっていると述べ、「憲法を変える議論でなく、憲法が規定する生存権を保障する具体的な施策を議論することが必要だ」と強調しました。

　**自由民主党・公明党・国民民主党・維新**は「７項目については審議されている。早急な成立が求められている。CM 規制問題などは，そのあと審議すればいい」維新の馬場伸幸氏は「８国会９回８時間余りの審議で論議が充分尽くされている。さっさと片付けて一刻も早く結論だすべき。憲法の中味に関することについて進めるべき」と憲法審査会を蹂躙する発言を行う。

新藤は「これで終わりではない。CM規制についてはきちんと議論することを前提」「改正手続きと憲法本体論議を同時に進めていく事が大事」維新の足立委員から「緊急事態条項も含めて検討を急ぐ」城内実自民党「緊急事態における国会のあり方についての議論が必要」

山尾しおり国民「デジタル事態の人権保障。地方自治。とうち3権のバランス。緊急事態条項，議論させてほしい」

**４月２２日憲法審査会**

与党提出の7項目案に対する質疑と自由討議でした。

４月１５日の審査会と同じことの繰り返しで，新藤義孝幹事（自民党）は，「７項目について審議は尽くされた」と主張，質問や自由討議で「CM規制やインターネットの広告規制」「公職選挙法改正により投票環境が地方自治体まかせになっており，実際に不平等が生まれた事例」など国民投票法案の不備，不公平，不平等が質問や自由討議で出されても取り上げて真摯に議論しようとしない姿勢で終始，数の力で押し切ろうと強硬に審議をすすめています。

口先では「７項目を切り離して採決。その後，CM規制など審議する」と言っていますが，７項目採決後は「４項目の改憲」を平行して論議すると早くも改憲発議に持ち込む姿勢を見せています。憲法を改正するための重要な国民投票法改正案を審議する姿勢が全く自民，公明，維新にはみられません。CM 規制についても，国民投票改正案の審議の前提として，民放連が「ルールを考えたいと答弁があり期待して改正案を作った」（船田元自民党委員）が，２年前に「民法連はそういうことを想定していない」との回答で前提が崩れていることなど法案の不備な点が審議の過程で明らかにされました。

立憲民主党の奥野委員は「民意が公正に反映されるべき国民投票法が前提」と「改憲論議を急ぐべきではない。しっかりした担保がない以上採決の機は熟していない」と正当な主張を述べました。しかし，「審議は尽くされた」と繰り返し，誠意をもって国民に対する議員の責任を果たそうとしていません。公明党の北側一雄幹事は，山尾委員の質問に対して「CM規制など改憲論議と並行して論議していきたい。幹事会で文書で合意，しっかりやらせていただきたい」と述べ法案の不備は百も承知で，まず採決ありきの自民党案に与しています。数の力で強行に採決を迫っています。これが民主主義と言えるのでしょうか。疑問や不備について審議もせず，数の力で「７項目の採決は強行される」と踏んで，改憲４項目の審議に一刻も早く入ろうとの姿勢が４月２２日の審議ではっきりしてきました。

共産党の赤嶺議員は「国民の多数派改憲を望んでいない」と発言。維新の足立委員にその証拠はと問われ「安倍元首相が２０１７年５月３日２０２０年を憲法改正の年にしたいと内閣の長でありながら持ち込む。退陣した時に国民的世論が充分に盛り上がらなかったと述べたのがその証拠」と切り返しました。

以上が４月２２日衆議院憲法審査会YouTubeを聞いてまとめたものです。

**全体を通じて思ったこと。（佐川　愛子）**

今，コロナ感染症におびえ，感染症にかかって４０度熱があっても入院どころか医師の診察も受けられないという医療崩壊，緊急事態宣言で引き続き困難な生活を強いられる国民の状況を我が事として考える政治家であれば，こんな重要な審議を進められるはずがありません。

「自衛隊を憲法９条に加憲，緊急事態条項」が憲法に加われば，日本国民は再び戦争に加担させられ権力者の支配で戦前の状況が生まれる大変な内容なのに多くの国民に知らせることなく手続きのみで一部の国会議員の意見で粛々と１週間に一度の超スピード審議ですすんでんでいます。憲法審査会の審議は多数決による採決ではなく合意を前提としています。

しかも，国民投票法改正案は安倍元首相が持ち込んだ一方的な政局によるものです。（平成１９年第１６７回国会で常設，平成２３年第１７９回国会で最初の委員選任）体調を崩し，コロナ禍で困窮している国民に対しての政治責任を果たすことなく辞任，そんな安倍晋三氏が自民党憲法改正推進本部最高顧問に就任しています。

**総がかり行動実行委員会の行動**

改憲手続法の採決を狙う自民、公明両党などが日本共産党や立憲民主党の反対を押し切って衆院憲法審査会の開会を強行した２２日、総がかり行動実行委員会は衆院議員面会所で緊急の抗議行動を行いました。

　審査会に出席した日本共産党の赤嶺政賢、本村伸子の両衆院議員、立憲民主党の本多平直衆院議員が国会情勢を報告。

　赤嶺氏は「与党は改憲手続法の採決を求めているが、われわれは正論でたたかって、国民の世論を広げるために頑張りたい」と語りました。

　総がかり行動実行委の高田健共同代表は「国民が改憲など望んでいないことは明らかだ」と指摘。改憲手続法改定案や改憲発議の阻止へ、５月３日の「５・３憲法大行動」を成功させ、同６日の衆院憲法審査会の傍聴など監視の取り組みを強めようと呼びかけました。

　憲法会議の高橋信一事務局長は「与党は改憲手続法強行に続いて改憲発議を狙っている」と述べ、手続法採決や改憲発議を許さない世論をさらに広げようと訴えました。

**衆議院憲法審査会抗議先名簿**

憲法審査会　会長　細田博之　〒１００－８９８２　東京都千代田区永田町２－１－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　衆議院第２議員会館５１３号室

　　　　　　　　　　　　　　FAX　０３－３５０３－７５３０

　　　　　　　　　　　　　　TEL　０３－３５０８－７４４３

　　　　　　幹事自民党　岩屋　毅　〒１００－８９８２　東京都千代田区永田町２－１－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 衆議院第２議員会館1209号室

　　　　　　　　　　　　　　FAX　０３－３５０９－７６１０

　　　　　　　　　　　　　　電話　０３－３５０８－７５１０

　　　　　　幹事自民党　新藤　義孝　〒１００－８９８１　東京都千代田区永田町２－２－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　衆議院第１議員会館８１０号室

　　　　　　　　　　　　　　FAX　０３－３５０８－３３１３

　　　　　　　　　　　　　　電話　０３－３５０８－７３１３

　　　　　　幹事公明党　北側　一雄　〒１００－８９８１　東京都千代田区永田町２－２－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　衆議院第１議員会館５０８号室

　　　　　　　　　　　　　　FAX　０３－３５０８－３５３３

　　　　　　委員公明党　大口　善徳　〒１００－８９８２　東京都千代田区永田町２－１－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　衆議院第２議員会館３０８号室

　　　　　　　　　　　　　　FAX　０３－３５０８－８５５２

　　　　　　委員公明党　國重　徹　　〒１００－８９８２　東京都千代田区永田町２－１－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　衆議院第２議員会館７１６号室

　　　　　　　　　　　　　　FAX　０３－３５０８－３８８５

　　　　　　委員国民民主　山尾　志桜里　〒１００－８９８２　東京都千代田区永田町２－１－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　衆議院第２議員会館７２４号室

　　　　　　　　　　　　　　FAX 03-3508-3365